

改正後

改正前

※傍線部は改正部分

<p>第一条～第五条 「略」</p> <p>(義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第六条 義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。)については、正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条から第五条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、宿日直勤務を除くほか、原則として時間外における勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、給与条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含む。以下同じ。)は命じないものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>(義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置)</p> <p>第七条 義務教育諸学校等の教育職員が行う業務の量の適切な管理その他の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条第一項に規定する指針に基づき義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会が定めるところによるものとする。</p>	<p>第一条～第五条 「略」</p> <p>(義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第六条 義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下同じ。)については、正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第二条から第五条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、宿日直勤務を除くほか、原則として時間外における勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、給与条例第十四条の規定により休日勤務手当が支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含む。以下同じ。)は命じないものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>(新設)</p>
---	--